

第 19 号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 3 年 3 月 1 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成 18 年加東市条例第 37 号)
の一部を次のように改正する。

別表住宅マスタープラン策定委員会の項中「住宅マスタープラン策定委員会」を「住生活
基本計画策定委員会」に改め、同表消防団のあり方検討委員会の項の次に次のように加える。

学校運営協議会	委員	年額	10,000
---------	----	----	--------

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

第 19 号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

加東市住生活基本計画を策定する住宅マスタープラン策定委員会の名称を当該計画の名称に合わせることに伴い、及び地域と学校が連携・協働する体制を構築するため、開校を機に小中一貫校に学校運営協議会を設置し、その委員報酬を規定することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 別表の「住宅マスタープラン策定委員会」の名称を改めること。（別表関係）
- (2) 別表に「学校運営協議会」の項を加え、委員の報酬を年額 10,000 円と定めること。（別表関係）

3 施行期日 令和 3 年 4 月 1 日

新 旧 対 照 表

現 行				改 正 案			
別表（第1条関係）				別表（第1条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
住宅マスタープラン策定委員会	委員	日額	8,000	住生活基本計画策定委員会	委員	日額	8,000
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
消防団のあり方検討委員会	委員	日額	8,000	消防団のあり方検討委員会	委員	日額	8,000
スポーツ推進委員		年額	8,000	学校運営協議会	委員	年額	10,000
(略)	(略)	(略)	(略)	スポーツ推進委員	年額	8,000	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)